

第6回WGにおける農・畜・水産物、パーム油 調達コード（案）に関する委員意見及び対応案

2022年12月2日 第7回持続可能な調達ワーキンググループ

公益社団法人
2025年日本国際博覧会協会
企画局 持続可能性部

第6回調達WG 調達コード（案）に関する委員意見及び対応案

●共通（対象外の扱い、調達結果の公開）

	意見内容	対応案
1	例外規定については、どういう条件なのかはつきりさせないと、この抜け道を通して全てこの基準を満たさないとしたら元も子もない。	●対象外の規定を削除し、調達コードには以下内容の記載を行う ・最低限の基準では、協会は全てのサプライヤー等に要件への適合度が高い認証品等を調達することを求めた上で、原則全てのサプライヤー等※は協会に対して、協会が求める調達に関する計画及び結果を報告しなければならない。（※：協会が定める場合を除く） ・サプライヤー等が調達基準品を調達できない場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び求められる要件の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。 ●加えて、以下運用を行う ・協会は、サプライヤー等への説明会等で調達コードの主旨等を説明するとともに、事前に調達計画を提出すること、及び結果を報告することを周知する。 ・協会は、サプライヤー等から事前に提出された調達計画を確認し、認証品等の比率を高めるよう協議を行うとともに、サプライヤー等も認証比率の比率を高める努力を行う。 ・また、協会は、サプライヤー等から事前に提出された調達計画および結果の数値を取りまとめた上で公表する。
2	「調達量が多い」「短期的」は、人によって判断が分かれる。必要量の供給確実性などで商品などの確保が困難な場合という記述は意図は理解するが、安易な理由付けにならないか疑問。緊急の場合など、具体的な条件の記載があったほうが良い。	
3	除外規定について、催事など短期の場合や認証等の必要量が確保できないことは仕方ないが、結果報告だけでは本当に努力したのか分からない。また、それは管理方法ではない。例えば認証を何%にする等、最大限努力した場合の計画を提出し、結果も報告するという二段構えにすべき。 協会に報告するだけでなく、情報公開できればベター。協会が集めた計画と実績を公開する方法もある。始めから情報公開するのが非常に重要。	
4	認証品を全量調達するのは難しいという議論がある一方、認証だけでも十分ではないとの議論もある。基本的に認証が望ましいが、重要なのは認証品が確保できない場合のプロセスの記録化。デューデリジェンスの考え方のようなものをしっかりと行うべき。また、協会が取りまとめて外部に発信するべき。	
5	一定の基準を必ず満たすとなると、どうしても遵守できないケースが物品によっては出てくる可能性はある。義務付けるものは報告であり、できれば事前と事後の報告義務。これは遵守できないわけがない。	

第6回調達WG 調達コード（案）に関する委員意見及び対応案

●共通（人権）

	意見内容	対応案
6	要件に「労働者に関する日本の関連法令に照らして」との記載があるが、昨今問題視されている外国人実習生に係る問題について、現状の法令ではカバーしきれないことがある。調達コードだけでは対応が難しいと思うが、声だけ挙げたい。	外国人実習生の問題について考慮すべきと考えるが、外国人労働者については既に共通基準に記載している。また個別基準の人権保護の中にも包含されているため、修正は行わず、調達コードに関する説明会等で補足説明を行う。
7	農産物の要件では、労働安全に加えて人権保護が加わっているが、畜産物やパーム油については人権保護がないというのは非常にバランスが良くない。農産物だけではなく畜・水産物についても人権保護の要件を追加する必要がある。	畜産物・水産物にも、他の食品関連個別基準（農産物、パーム油）と平仄を合わせ、人権保護の観点を加える。
8	「日本の関連法令に照らして」との記載があるが、全てのものが日本で作られるものではないため、「生産国の関係法令の適用に照らして」となると思う。共通基準では過去の関係法令を遵守するとともに、国際規範を尊重するということが明確に書かれているため、その記載をそのまま踏襲しても良い。	策定済の個別基準（木材・紙）の記載に合わせ、「生産された国又は地域における法令等」と修正する。
9	2022年9月に経産省が人権デューデリジェンスのガイドラインを出した。規模に関わらず全ての事業者が対となっているため、どこかに盛り込むべき。	経産省のガイドラインについては、食品関連だけでなく全ての調達物品に関わるため、共通基準のP 25「主な参考文献」、およびP 27の注釈に追記する。 また、サプライヤー等への説明会等で活用に向け補足説明を行う。
10	経産省の人権デューデリジェンスに関するガイドラインについては、全体（共通基準）でも触れて、個別の部分では特にリスクが高いところのデューデリジェンスの結果を記録して確認をする等検討する必要がある。	
11	経産省のビジネスと人権のガイドラインを活用することを盛り込むべき。人権デューデリジェンスについて、日本企業がどのようにインプリメンテーションするのかという期待が高まっている。大阪・関西万博が世界における今後の方向性を示していく、そういう期待を背負っているという状況にある。	

第6回調達WG 調達コード（案）に関する委員意見及び対応案

●共通（認証の扱い）

	意見内容	対応案
12	認証が要件をすべて満たしている認められるような書き方になっている。例えば、人権については必ずしもGAPのチェック項目に入っているわけではない。全ての基準において、「適合性が高いものを原則認める」と書き換えるべき。	既に策定している個別基準（木材）の記載に合わせ、「・・・を満たすものを認める」の記載を「・・・への適合度が高いものを原則認める」に修正する。

●共通（推奨基準）

	意見内容	対応案
13	基準に「1%」とある。我々が目指している未来社会というテーマにおいて、少しでもやってくれたらいいという意味で「1」とあるが、一般の人に理解されるのか。	「1%以上」の記載を「最大限」に修正する。
14	調達量も気になるが、万博開催までまだ数年ある。先に旗を上げればそれに向かって行くものであり、現状の流通量に引っ張られるべきではない。思い切った方がいいのではないか。	
15	1%と明示するとネガティブな効果として、1.2%まできたからもういい、又は、せっかく20%行けるのに10%で諦めることが起きてしまえば本末転倒。スレッシュホールド（閾値）を設け過ぎるのはよくない。	

●農産物

	意見内容	対応案
16	ドバイでは大豆の認証もあった。大豆は森林破壊の原因になっているところもある。プラントミートだけでなく、味噌なども含めて大半はまだ輸入物が多い。国際社会へのシグナルを出すために大豆の認証を入れるのが重要。	大豆の認証（RTRS）については、東京2020大会では組織委員会が追加的に認めた認証に含まれており、大阪・関西万博でも同様の対応を考えている。

第6回調達WG 調達コード（案）に関する委員意見及び対応案

●畜産物

	意見内容	対応案
17	要件について、日本の技術的な指針を示しているが、海外産のものを考えると、日本の指針に準じたもの基準も要件に加えてはどうか。	日本の飼養管理指針の元となっている国際的な基準であるOIE規約を追記する。
18	アニマルウェルフェアについて、国の指針が今作られているが、飼育密度の明確な数値もなく、ケージフリーの推奨もしていない。Expoでどのようにジャンプアップするのか。この現状では国際社会に出せないと思う。万博開催まであと数年あるので、先に旗をあげればそれに向かっていくのではないか。	最低限の基準は、国際的な基準であるOIE規約及び国内では国が定める飼養管理指針が妥当だと考えており修正は行わない。 推奨基準については、協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証部分の記載を、「国際的なアニマルウェルフェアの動向も踏まえて博覧会協会が認めるもの」と修正する。

●水産物

	意見内容	対応案
19	要件に、「IUU漁業（違法・無報告・無規制由来）の水産物の排除」を付け加えることを提案する。SDGsのターゲットにもなっている。また、G20の大阪市の会議宣言の中でも明確に述べられている。ぜひ付け加えるべき。	策定済の「共通基準P12 3.持続可能性に関する基準（5）経済5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用」に包含しているため修正は行わないが、サプライヤー等への説明会等で補足する。
20	MELのバージョンはV2と記載するのが的確。	調達コードに記載する認証は、国際的に水産エコラベルの承認を行うGSSIの承認を受けているものと整理し、MELは、MEL（ver.2.0）に修正し、AELは削除する。
21	AELは削除されるのが的確。GSSIにも認められておらず、実質的に停止している。MELの養殖が吸収すると発表している。MELのV2の天然と養殖で明確にしたほうが理解されやすい。	
22	水産物について、AELのWebサイトを見る限り、ブラックボックスになっている。認証として外部からわかりにくい状況。AELが解消すれば認めることとし、今の段階では認めるべきではない。	

第6回調達WG 調達コード（案）に関する委員意見及び対応案

●水産物

	意見内容	対応案
23	漁業法の記載があるが、改正漁業法が70年ぶりに改正された。これに持続可能性に関する記載が入ったため、「改正漁業法」と明確に書くのが適当。	法律名が分かるよう注釈に記載する。また、サプライヤー等への説明会等で補足する。
24	今年12月施行予定の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律を追加することを提案する。	追記は行わず、サプライヤー等への説明会等で補足する。
25	絶滅危惧種については短期間であっても調達の対象から除外すべき。	短期間であっても調達してはならないことが分かるように修正する。

●パーム油

	意見内容	対応案
26	ISPOやMSPOは認証の取得だけでは十分ではない。要件を満たしているかを自社でも確認し、その結果を書面等で記録化することを盛り込むべき。	「別紙（環境、人権等求められる内容を具体的に示したもの）を確認した上で、原則活用できること」と修正する。
27	ドバイは（推奨基準として）RSPOのみだったことを考えるとセットバックしていると考えざるを得ない。エネルギーでの扱いでは、RSPOしかカウントしていない。	大阪・関西万博の推奨基準では、RSPOの中でもより厳しいIP,SGとしている。また、今回の修正で「1%以上」を「最大限」と修正する。

●他

	意見内容	対応案
28	食品ロスの削減についても調達段階の時に考えてもらうような記載をすべき。	「食ロス削減にも配慮して調達すること」と追記する。
29	Expoのロゴのようなものがついているソーセージ等、購買する時点でわからない意味がない。先回りして報告または開示させるといった仕組みを噛ませていくことが非常に重要。	調達コードの担保の1つとして、協会が調達コードの遵守状況を確認することを考えている。運用に関しては別途検討する。

大阪・関西万博における農産物調達コード 最低限の基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
対象等	- 博覧会協会、ライセンサー、パビリオン運営主体者等が提供する飲食サービスに使用される農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品 - 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。食品ロス削減にも配慮して調達すること。	- 組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品 - 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること
求められる内容	- 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること - 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること - 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること 作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること	- 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること - 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること - 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること
具体的な基準	- ASIAGAP または GLOBALG.A.P.認証を受けた生産物は、上記への適合度が高いものとして原則認める - 上記への適合度が高いものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産されたものも同様に扱うことができる - 上記認証を受けた農産物以外が必要な場合は、農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され都道府県等公的機関の確認を受けていることが示されなければならない - 上記認証・確認を受けた農産物の調達が困難な場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたもの、又は有機農業により生産された農産物を、上記①③④にも配慮した上で調達すること - 海外産の農産物で、上記への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき - 使用する農産物について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない。なお、生鮮食品について、上記基準の農産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び求められる内容の遵守に向けた取組を記載しなければならない。また、上記基準に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。	- ASIAGAP または GLOBALG.A.P.認証を受けた農産物は、上記を満たすものとして認める - 上記を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産されたものも同様に扱うことができる - 上記以外の農産物が必要な場合は、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることを示さなければならない - 海外産の農産物で、上記を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき - 使用する農産物が上記基準に該当することを示す書類を1年間保管し、組織委員会が求める場合は提出しなければならない

大阪・関西万博における農産物調達コード 推奨基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
内容	以下の農産物を最大限調達すること ● 有機農業により生産された農産物（有機JAS、有機農業の推進に関する法律で規程された農業生産方法を用いて生産された農産物） ● 障がい者が主体的に携わって生産された農産物（都道府県が確認したもの、ノウフクJAS） ● 世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物（地方公共団体が確認したもの）	以下のもの ● 有機農業により生産された農産物（有機JAS、有機農業の推進に関する法律で規程された農業生産方法を用いて生産された農産物） ● 障がい者が主体的に携わって生産された農産物（都道府県が確認したもの、ノウフクJAS） ● 世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物（地方公共団体が確認したもの）
推進策	● 上記の取組を行うことを宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を公表する ● 博覧会協会は、特筆すべき取組を行ったと認める事業者を表彰する	—

【参考】東京2020大会で認められた農産物に関する認証

● 主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容（例）	GGAP	JGAP	AGAP
食品安全	農薬使用方法の遵守と記録、水源の安全性確認、作業者の衛生、収穫・調整・選別時の適切な対策	○	○	○
環境保全	省エネ・GHG削減、資源循環・廃棄物削減、化学物質汚染防止、生物多様性保全	○	○	○
労働安全	労働基準の遵守・尊重（長時間労働、強制労働、児童労働の禁止、労働安全衛生の確保、賃金、結社の自由、団体交渉権等）、雇用及び職業における差別の禁止、外国人・移住労働者への配慮	○（一部追加的な推奨事項を含む）	○	○
人権保護 ※	人権基準の遵守・尊重、差別・ハラスメントの禁止、先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止、障がい者・児童・社会的少数者の権利の尊重	○（一部追加的な推奨事項を含む）	○（先住民等一部該当しないものもある。基本的には国の法規制に準拠すること）	○（先住民等一部該当しないものもある。基本的には国の法規制に準拠すること）

● 他、組織委員会により認められた主な認証等

※大阪・関西万博では要件化する予定

名称	スキームオーナー	対象品目
有機JAS認証の審査項目に加えてGAPガイドラインの差分項目を確認する方法	農林水産省	野菜、米、麦、果樹、茶、その他の作物（食用）、きのこ
一次生産のSQF食品安全コード（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の調達基準に準拠するための補遺を含む）	Food Marketing Institute	SQF 食品セクター分類（FSC）3（生鮮品とナッツ類の栽培と生産）により生産される農産物 SQF 食品セクター分類（FSC）5（粗放的ブロードエーカー農業の操業）により生産される農産物
U.S. SOYBEAN SUSTAINABILITY ASSURANCE PROTOCOL	U.S. SOYBEAN EXPORT COUNCIL	米国産大豆及び米国産大豆を原料として製造された大豆製品（大豆油、大豆粕、大豆蛋白、大豆粉、豆乳、豆腐、納豆、味噌、しょう油、凍り豆腐、大豆スナックなど）
国際フェアトレード認証 Fairtrade Certification	Fairtrade Labelling Organizations International e.V	コーヒー、茶、カカオ、果物、果汁、香辛料、ごま、砂糖、ワイン
レインフォレスト・アライアンス認証	レインフォレスト・アライアンス インク	ココア、紅茶、コーヒー（アラビカ&ロブスタ）、バナナ、オレンジ、パイナップルなど、該当する法律や国際協定や条約によって宣言された違法製品とオイルパームを除くすべての（主に熱帯で収穫される）作物
責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証	責任ある大豆に関する円卓会議協会（RTRS）	大豆
パイナップル、マンゴー、ドラゴンフルーツの適正農業規範（TGAP2020PLUS）	台湾 行政院農業委員会	パイナップル、マンゴー、ドラゴンフルーツ
バナナの適正農業規範（TGAP）2020PLUS	台湾 行政院農業委員会	バナナ

※名称等は東京2020大会時のもの

大阪・関西万博における畜産物調達コード 最低限の基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
対象等	● 博覧会協会、<u>ライセンサー、パビリオン運営主体者等</u>が提供する飲食サービスに使用される畜産物の生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品。 ● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。<u>食品ロス削減にも配慮して調達すること。</u>	● 組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物の生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品 ● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること
求められる内容	① 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、<u>生産される国又は地域における</u>関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ② 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、<u>生産される国又は地域における</u>関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ③ 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、<u>生産される国又は地域における</u>関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ④ <u>作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること</u> ⑤ 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した<u>OIE規約等</u>（日本では<u>国が新たに示す「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」</u>に記載される【実施が推奨される事項】）に照らして適切な措置が講じられていること	① 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ② 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ③ 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ④ 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること
具体的な基準	● JGAP または GLOBALG.A.P.認証を受けた畜産物は上記内容への<u>適合度が高い</u>ものとして<u>原則</u>認める。 ● 上記内容への<u>適合度が高い</u>ものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けた畜産物も同様に扱うことができる ● 海外産の畜産物で、上記内容への<u>適合度が高い</u>ことの確認が困難なものについては、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき ● 使用する畜産物について、<u>博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない。なお、生鮮食品について、上記基準の畜産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び求められる内容の遵守に向けた取組を記載しなければならない。</u>また、上記基準に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。	● JGAP または GLOBALG.A.P.認証を受けた畜産物は上記内容を満たすものとして認める ● 上記内容を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けた畜産物も同様に扱うことができる ● 上記以外の畜産物が必要な場合は、「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示さなければならない ● 海外産の畜産物で、上記内容を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき ● 使用する畜産物が上記基準に該当することを示す書類を1年間保管し、組織委員会が求める場合は提出しなければならない

大阪・関西万博における畜産物調達コード 推奨基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
内容	以下の畜産物を最大限調達すること ● 持続的な畜産物生産に資する取組を実践して生産された畜産物※¹ ・有機畜産により生産された畜産物 ・農場HACCPの下で生産された畜産物 ・エコフィードを用いて生産された畜産物 ・放牧畜産実践農場で生産された畜産物 ・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物 ・温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物 ・強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物 ・国産飼料で生産された畜産物 ● 博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証※²を受けた畜産物	以下のもの ● 有機畜産により生産された畜産物 ● 農場 HACCPの下で生産された畜産物 ● エコフィードを用いて生産された畜産物 ● 放牧畜産実践農場で生産された畜産物 ● 障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
推進策	● 上記の取組を宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を公表する ● 博覧会協会は、特筆すべき取組を行ったと認める事業者を会期中に表彰する	—

※ 1：農林水産省 持続的な畜産物生産の在り方検討会中間とりまとめ（令和3年6月）において持続的な畜産物生産に資する取組を実践して生産された畜産物（URL）

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/attach/pdf/zizoku-28.pdf

※ 2：国際的なアニマルウェルフェアに関する動向を踏まえて博覧会協会が認めるもの

【参考】東京2020大会で認められた畜産物に関する認証等

●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容（例）	JGAP（家畜）	GGAP	GAP取得チャレンジシステム （東京2020大会に伴い終了）
食品安全	動物用医薬品の適切な使用、安全な飼料の給与	○	○	○
環境保全	家畜排せつ物の適切な処理・利用促進	○	○	○
労働安全	適切な服装、保護具の着用、保管、機械・器具等の安全な使用・管理	○	○（一部追加的な推奨事項を含む）	○
人権保護	人権基準の遵守・尊重、差別・ハラスメントの禁止、先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止、障がい者・児童・社会的少数者の権利の尊重	○（一部追加的な推奨事項を含む）	○（先住民等一部該当しないものもある。基本的には国の法規制に準拠すること）	○（先住民等一部該当しないものもある。基本的には国の法規制に準拠すること）
動物福祉	快適な畜舎環境、清潔な飼料、水の確保	○	○	○

●他、組織委員会により認められた主な認証等

名称	スキームオーナー	対象品目
一次生産のSQF食品安全コード（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の調達基準に準拠するための補遺を含む）	Food Marketing Institute	肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚
LPA（家畜生産保証制度）	Integrity Systems Company	（豪州産の）牛肉
NFAS（全国肥育場認定制度）	AUS-MEAT Limited	オーストラリア産穀物肥育牛肉

※名称等は東京2020大会時のもの

大阪・関西万博における水産物調達コード 最低限の基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約）	東京2020大会（一部要約）
対象等	● 博覧会協会、<u>ライセンサー</u>、<u>パビリオン運営主体者等</u>が提供する飲食サービスに使用される水産物の生鮮食品※¹及び水産物を主要な原材料とする加工食品 ● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。<u>食品ロス削減に配慮した調達を行うこと。</u>	● 組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物の生鮮食品※¹及び水産物を主要な原材料とする加工食品 ● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること
求められる内容	① 漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること ② 天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること ③ 養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、<u>生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること</u> ⑤ <u>水産物の漁獲及び生産に係る作業者の労働に係る人権の保護・尊重を確保するため、水産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること</u>	① 漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること ② 天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること ③ 養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること
具体的な基準	● MEL（<u>Ver2.0</u>）、MSC、ASC認証を受けた水産物は、<u>GSSIによる承認を受けていることを踏まえ</u>上記内容への<u>適合度が高い</u>ものとして<u>原則</u>認める ● FAOのガイドラインに準拠したものとして博覧会協会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も上記内容を満たすものとして同様に扱うことができる ● 上記以外の水産物を必要とする場合は、以下、いずれかに該当するものでなければならない (1) 上記に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記①～⑤を満たすことが別紙に従って確認されていること (2) <u>漁業法※に基づく資源管理であって行政機関から認定されたもの</u>に基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ上記④及<u>び⑤</u>について別紙に従って確認されていること (3) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ上記④及<u>び⑤</u>について別紙に従って確認されていること	● MEL、MSC、AEL、ASC認証を受けた水産物は、上記内容を満たしているものとして認める ● GSSIによる承認も参考にして、FAOのガイドラインに準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も上記内容を満たすものとして同様に扱うことができる ● 上記以外の水産物を必要とする場合は、以下、いずれかに該当するものでなければならない (1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記④について別紙に従って確認されていること (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ上記④について別紙に従って確認されていること (3) 上記に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記①～④を満たすことが別紙に従って確認されていること

※「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年12月公布、令和2年12月施行）

大阪・関西万博における水産物調達コード 最低限の基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約）	東京2020大会（一部要約）
具体的な基準	● 海外産の水産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき ● 絶滅危惧種※¹については、<u>原則※²使用しないこととする</u> ● 使用する水産物について、<u>博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない。なお、生鮮食品について、上記基準の水産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び求められる内容の遵守に向けた取組を記載しなければならない。</u>また、上記基準に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。	● 海外産の水産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき ● 使用する水産物が上記基準に該当することを示す書類を1年間保管し、組織委員会が求める場合は提出しなければならない

※¹：博覧会協会にてIUCN（国際自然保護連合）が作成する絶滅のおそれのある野生生物のリスト（The IUCN Red List of Threatened Species）のThreatenedカテゴリー（CR※³：近絶滅、EN※⁴：絶滅危惧種、VU※⁵：危急種）を参考に別途策定。

※²：MEL（**Ver2.0**）、MSC、ASC認証を受けたものは除く

※³：Critically Endangered、※⁴：Endangered、※⁵：Vulnerable

【参考】マグロ、うなぎの使用に関する例

魚種	和名	絶滅危惧種※ ¹	MEL 2、MSC、ASC認証	使用可否
マグロ	ミナミマグロ、メバチ	対象	無	不可
			有	可
	クロマグロ、タイセイヨウクロマグロ、キハダ、ビンチョウ	対象外	無	可
			有	可
うなぎ	ニホンウナギ、アメリカウナギ（ロストラータ種）、ヨーロッパウナギ、ニュージーランドロングフィンウナギ	対象	無	不可
			有	可
	インドネシアウナギ（ビカーラ種）	対象外	無	可
			有	可

大阪・関西万博における水産物調達コード 推奨基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
内容	● 絶滅危惧種については、<u>使用しないこと</u> ● MEL <u>(ver.2.0)</u>、MSC、ASC による認証を受けた水産物を<u>最大限</u>調達すること	—
備考	● 上記の取組を宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を公表する ● 博覧会協会は、特筆すべき取組を行ったと認める事業者を会期中に表彰する	—

【参考】東京2020大会で認められた水産物に関する認証

●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容（例）	MEL （漁業・養殖）	MSC （漁業）	AEL （養殖）	ASC （養殖）
法令等に照らした適切な措置	FAO行動規範への準拠、必要な免許、許可の保有、法令に基づく規制の遵守、国際的な資源管理措置の遵守	○	○	○	○
【天然水産物】 資源管理・生態系保全	資源管理の目標設定、計画的実施、混獲を減らすための取組	○	○	—	—
【養殖水産物】 環境保全・食品安全	漁場環境モニタリング、生産に関する記録保持、養殖漁場環境改善の計画的実施、餌飼料の適正使用、医薬品の適正使用	○	—	○	○
労働安全	適切な服装、保護具の着用、保管、機械・器具等の安全な使用・管理	△（国の法令遵守を基本）	△（国の法令遵守を基本）	○	○
人権保護	人権基準の遵守・尊重、差別・ハラスメントの禁止、障がい者・児童・社会的少数者の権利の尊重、周辺住民への配慮	△（国の法令遵守を基本）	△（国の法令遵守を基本）	△（国の法令遵守とILO諸条約を基本）	○

●他、組織委員会により認められた主な認証等

名称	スキームオーナー	対象品目
GLOBALG.A.P.	GLOBALG.A.P	水産物（養殖魚類・甲殻類など）
BAP（Best Aquaculture Practices）	世界養殖連盟（Global Aquaculture Alliance、通称GAA）	水産物（養殖魚類・甲殻類）

※名称等は東京2020大会時のもの

大阪・関西万博におけるパーム油調達コード 最低限の基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
名称	● 持続可能性に配慮したパーム油の調達基準	● 持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準
対象等	● 博覧会協会、<u>ライセンス</u>、<u>パピリオン運営主体者等</u>が調達する物品・サービス等に使用される揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油 ● <u>揚げ油（飲食提供のための調理用）</u>、<u>石鹼・洗剤製品</u>については、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを<u>調達すること</u>とし、加工食品については、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達すること。<u>食品ロス削減に配慮した調達を行うこと。</u>	● 組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油 ● 上記加工食品等について、パーム油の含有量等を考慮しつつ、本調達基準を満たすパーム油を原料とするものを可能な限り優先的に調達すること
求められる内容	① 生産された国又は地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること ② 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること ③ 農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること ④ 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること	① 生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること ② 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること ③ 農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること ④ 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること
具体的な基準	● ISPO、MSPO、RSPOによる認証を受けたパーム油（IP、SG、MBにより管理されたものが該当。流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理が確保されているもの。）を、<u>別紙内容（環境、人権等求められる内容）を確認した上で、原則</u>活用できる ● 上記の確保が難しい場合には、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も可能 ● 博覧会協会は、ISPO、MSPO、RSPO を活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する ● 上記認証と同等のものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証パーム油も同様に扱うことができる ● 農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することを推奨 ● 使用するパーム油について、<u>博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない。なお、揚げ油、石鹼・洗剤製品について、上記基準のパーム油の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び求められる内容の遵守に向けた取組を記載しなければならない。</u>また、上記基準に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない	● ISPO、MSPO、RSPOによる認証を受けたパーム油（IP、SG、MBにより管理されたものが該当。流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理が確保されているもの。）を活用できる ● 上記の確保が難しい場合には、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も可能 ● 組織委員会は、ISPO、MSPO、RSPO を活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する ● 上記認証と同等以上のものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証パーム油も同様に扱うことができる ● 農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することを推奨 ● 使用するパーム油が上記基準に該当することを示す書類を1年間保管し、組織委員会が求める場合は提出しなければならない

大阪・関西万博におけるパーム油調達コード 推奨基準概要（案）

赤字：主な相違点
下線：前回からの主な修正



	大阪・関西万博（案）（一部要約、補足含む）	東京2020大会（一部要約）
内容	● RSPOのIP、SG、および、POIGを<u>最大限</u>調達すること	—
推進策	● 上記の取組を宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を公表する ● 博覧会協会は、特筆すべき取り組みを行ったと認める事業者を会期中に表彰する	—

【参考】東京2020大会で認められたパーム油に関する主な認証

●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容（例）	ISPO	MSPO	RSPO
農園管理	汚染物質・化学物管理、省エネ・脱炭素の推進、資源循環・廃棄物管理	△（環境アセスに準拠）	○	○
生態系保全	生物多様性の保全、泥炭地・原生林の開発	△（環境アセスに準拠）	△（国内法及び政府の許可があれば開発可能）	○
人権保護	差別、ハラスメントの禁止、先住民の権利	△（国内法に準拠）	△（国内法に準拠）	○
労働安全	児童・強制労働・長時間労働の禁止、職場の安全衛生	△（国内法に準拠、または労働契約の項目に含まれる可能性あり）	○	○

●他、組織委員会により認められた認証

名称	スキームオーナー	対象品目
レインフォレスト・アライアンス認証(パーム)	レインフォレスト・アライアンス インク Rainforest Alliance Inc.	パーム油

※名称等は東京2020大会時のもの

サステナビリティの観点で、東京2020大会から更に進化させた主な点

	調達基準（運用含む）	推奨基準（運用含む）
食品関連 全般	● 「食品ロス削減に配慮した調達」を追加 ● 対象に「パビリオン主催者等」を追加 ● 全サプライヤーが主催者に調達計画・結果を報告 （基準品の調達が困難な場合には、計画・結果に量・理由・求められる内容の遵守に向けた取組を記載） ● 主催者が調達計画・結果を公表	● 取組を行うことを宣言したサプライヤーは、取組内容・調達状況を公表 ● 主催者が、特筆すべき取組を行ったサプライヤーを表彰
農産物	● 求める項目に「人権保護」を追加 ● 基準品に、みどりの食料システム法における環境負荷の低減に取り組む制度を追加	—
畜産物	● 求める項目に「人権保護」を追加	● 主催者が認めるアニマルウェルフェアに関する認証
水産物	● 求める項目に「人権保護」を追加 ● 漁業法の改正による資源管理の強化を反映 ● 絶滅危惧種は原則使用不可（加工品含む全て）	● 絶滅危惧種は使用不可（加工品含む全て） ● MEL（ver.2）、MSC、ASC認証
パーム油	● 揚げ油、石鹼・洗剤製品について基準品を調達（東京2020大会では、「可能な限り優先的に調達」） ● 認証油であっても、サプライヤーが納入事業者等に持続可能性の観点で求められる項目を確認	● RSPO認証の内、IP,SG または、POIG認証

12月2日	第7回調達WG
	・意見募集に向けた「持続可能性に配慮した調達コード第2版（案）」とりまとめ
12月中旬以降	意見募集
	・博覧会協会HPにて公開
2023年2月10日	第8回調達WG
	・意見募集結果を踏まえた「持続可能性に配慮した調達コード第2版（最終案）」とりまとめ
以降	持続可能性有識者委員会
今年度内	持続可能性に配慮した調達コード第2版 公表